木島平村障害者活躍推進計画

機関名		木島平村
任命権者		木島平村長
計画期間		令和７年４月１日から令和 12 年３月 31 日
木島平村における障害者雇用に関する課題		本村においては、法定雇用率を達成しているが、障害者に限定した募集・採用は行っていない。 法定雇用率を維持するとともに、採用した障害者である職員が働きやすい職場環境の整備に努める。
目標		
① 採用に関する目標		【実雇用率】 各年６月１日時点の法定雇用率以上 （参考）令和６年６月１日時点の実雇用率 2.02％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標		不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法） 毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容		
１．障害者の活躍を推進する体制		
	(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課総務係に設置し、相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて産業医とも連携を図る。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出についての検討を行う。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	○人事評価面談などを通じ、定期的に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害者に限定する。

		・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4)キャリア形成	○中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
	(5)その他の人事管理	○年２回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
４．その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。